

記者資料提供（平成 27 年 10 月 6 日）

環境局環境保全部環境保全指導課 北山、田端

TEL : 078-322-6420 (内線 : 3629)

土壤汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請による 「形質変更時要届出区域」の指定

<長田区南駒栄町>

1. 概要

長田区南駒栄町の土地において、土地所有者が実施した自主的な土壤汚染状況調査により、土地の一部でシアン、鉛及び砒素が土壤の指定基準を超過していたとして、土壤汚染対策法（以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地は土壤含有量基準に適合しており、周辺で地下水の飲用は確認されていないことから、人の健康に被害が生じるおそれがないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、区域指定した土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

(1) 指定する区域

長田区南駒栄町1番8の一部 (別図のとおり)

(2) 指定の区分 形質変更時要届出区域

(3) 指定年月日 平成27年10月6日

(4) 指定する特定有害物質

シアン化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

(5) 指定の理由

土壤の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 指定の申請の概要

(1) 申請者（土地所有者） 神戸市

(2) 申請者が行った自主的な土壤汚染状況調査結果の概要

・調査対象物質

地歴調査により土壤汚染のおそれがあると判断された特定有害物質4物質（ベンゼン、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物）

・土地の地歴調査結果

当該土地は昭和25年頃に開始された海面埋立により造成された土地であり、埋め立て完了後の昭和30年頃からガス製造施設が立地していた。昭和61年にガス製造施設が撤退した後は、暫定的に駐車場、公園、工事で生じた土砂の仮置場などとして利用された。また、平成20年から同22年にかけては、ダイオキシン類の無害化処理施設が立地していた。

なお、平成12年から同14年にかけて土壤調査が実施された結果、シアン、鉛による土壤汚染が判明し、平成14年から同15年にかけて土壤汚染の一部について対策工事が実施された。

- ・土壤の測定結果

シアン化合物の溶出量で最大 2.2 mg/L(指定基準値：検出されないこと)

鉛及びその化合物の溶出量で最大 0.033 mg/L(指定基準値 0.01 mg/L の 3.3 倍)

砒素及びその化合物の溶出量で最大 1.1 mg/L(指定基準値 0.01 mg/L の 110 倍)

- ・土壤汚染の原因

事業活動によるものと考えられる。

(3) 指定の申請がされた土地の面積

土壤汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された3,298.2平方メートル。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地は塀、フェンスで囲われており一般の人が立ち入る土地ではなく、また、アスファルト等で覆われており飛散等のおそれではなく汚染土壤の直接摂取による健康影響のおそれはない。
- (2) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響のおそれはない。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壤汚染による健康影響のおそれはない。

5. 今後の対応

土地の形質変更が行われる際には、本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。

〈資料 1〉用語解説

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。（平成 14 年法律第 53 号 平成 22 年 4 月 1 日改正法施行）

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査（法第 3 条）、3000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令（法第 4 条）、土壤汚染が判明した場合の措置等を定めている。

土壤汚染対策法第 14 条第 1 項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壤が指定基準値を超過していることが思料される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壤が指定基準値を超過していることが思料される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壤汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壤汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定が解除される。

要措置区域

法に基づく調査結果が指定基準を超過しており、かつ土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要として市長が指定、公示する区域。市長は汚染の除去等の措置を土地所有者に指示し、指定された区域での土地の形質変更が原則禁止され

る。

シアン

シアンは、主な用途として鋼の焼き入れ、金属の精錬、金属メッキ、メタクリル樹脂の製造時などで使用される。天然にはほとんど存在せず、一般に人工的に合成され、鉱山廃水、工場廃水等により排出される。シアン化合物は非常に強い毒性をもっており、高濃度のシアン化合物を取り込んだ場合は短時間で死に至り、低濃度のシアン化合物を取り込み続けても、頭痛、めまいなどを起こすとの報告がある。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。鋳びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壤中の鉛の正常な濃度の範囲は 15~30 mg/kg を示し、一般的に、植物に対する毒性は 1,000 mg/kg 以下の土壤濃度では見られないといわれている。

砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。半導体の原料、シロアリ駆除、防腐剤等に用いられる。

皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐色化、赤血球の減少、肝臓肥大などの症状を示すといわれている。

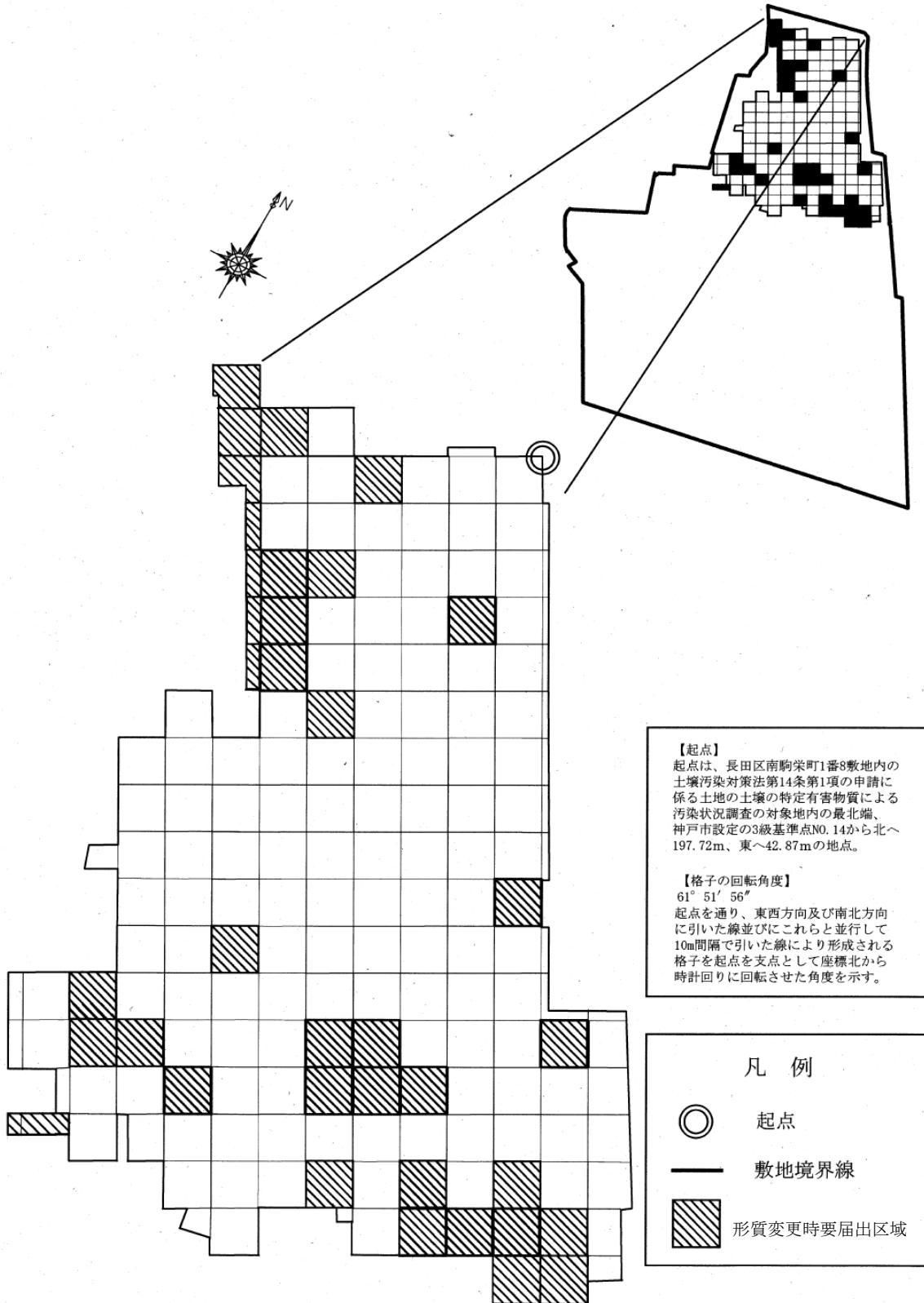
〈資料 2〉市内の現在の指定区域

要措置区域：0 件 形質変更時要届出区域：14 件（別表のとおり）

位置図



指定区域図



(別表) 市内の現在の指定区域 (14箇所全て形質変更時要届出区域)

地番	指定面積 (m ²)	基準不適合物質	指定日
東灘区深江南町1丁目79	2,924.70	ベンゼン、シアン、水銀、鉛、砒素、ふつ素	H22.7.1
灘区味泥町57番	524.8	鉛	H27.5.21
灘区灘南通3丁目114番4、114番5、115番4、116番1、118番2、灘北通2丁目20番、灘北通3丁目地先里道、武庫郡西灘村河原字中ノ内	1,004.10	砒素、ふつ素	H25.1.23
中央区東川崎町2丁目14番、20番	4,700.00	水銀、鉛	H24.8.9
中央区東川崎町2丁目14番	1,320.52	水銀、鉛、砒素、ふつ素	H25.12.11
中央区東川崎町2丁目14番	6,059.4	六価クロム、水銀、鉛、ふつ素	H26.2.24
中央区東川崎町2丁目14番	3,045.4	水銀、鉛、砒素、ふつ素	H27.9.1
兵庫区明和通1丁目1番2、1番3、1番4	2,672.095	鉛、砒素	H26.2.24
兵庫区和田崎町1丁目2番、9番、10番、11番、12番、14番、24番、25番、50番、58番、62番	22,915.11	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トライクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム、水銀、鉛、砒素、ふつ素、ほう素	H27.3.25
長田区浜添通4丁目1番1、2番1、4番1、4番2、5番1、5番2、7番、8番、9番1	4,052.60	鉛	H24.5.9
長田区南駒栄町1番8	3,298.2	シアン、鉛、砒素	H27.10.6
長田区駒ヶ林南町8番、10番1、22番	1,372.4	鉛	H27.10.6
須磨区車字菅ノ池1351番14、須磨区妙法寺字菅ノ池3番2	1,966.00	鉛、砒素、ふつ素	H22.12.24
須磨区大池町3丁目7番、8番、9番、10番、12番	2,454.74	鉛、ふつ素、ほう素、PCB	H27.2.12